福田文庫

洋学文庫
文庫8
A 313

嘉永三年十一月

蒼山蓼藍士　大槻文藻稿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

武藏國南葛飾郡本田村大字澁江

天台宗

超越山西光寺略縁起

當寺開基、葛西三郎平清重入道西光御坊は、桓武天皇の皇子葛原親王の曾孫鎭守府將軍平良文より七代の裔にて、下總の葛西の地に住して、千町歩を領せられしと傳ふ、是れ、今の武州南葛飾郡の地にて、當寺は、卽ち、清重君が居館の地なり、源平盛衰記に、治承四年、頼朝卿、下總より出でゝ、隅田河原に陣を取られし時清重君、一族をひきゐて參著し、浮橋を造て、軍勢を渡されし由見え、又、此年、頼朝卿、常陸より鎌倉へ歸らるゝ時、十一月十日、以武藏國丸子庄、賜葛西三郎清重、今夜、御止宿彼宅、清重令妻女備御膳云々、と吾妻鏡に見ゆるは、當寺にありし居館の事と思はる、同書に、又、文治五年、頼朝卿の奥州征伐に從て、軍功ありしかば、奥州にて數郡の地を賜はり、留て奥州を鎭撫せしめらるゝと見え、十月二十六日、自奥州御還向之處、葛西三郎清重母、所勞之由、於路次被聞召之間、遣御使於葛西住所令訪之給、彼使者、今日參着于鎌倉、所勞無指危急事云々、とも見ゆ、こゝに葛西住所とあるも、當寺居館の事と覺ゆ、此後、多くは鎌倉にありて、頼朝卿が出入に、隨從せずといふことなし、建久元年、從て上洛し、右兵衞尉に任ぜられ、後に壹岐守從五位下になされたり、凡そ、頼朝、頼家、實朝、三代の將軍に仕へて、生涯の軍功、數ふるに暇あらず、寺傳には、葛西の領地、次第に加增ありて、都合三千五百町歩に及べりとあり、南葛飾郡の村々の、當寺開基に緣深き事知るべし、清重君、晩年に削髮して、壹岐入道と稱せられ、子孫は、奥州に移て住せり、寺傳に又云、親鸞上人、關東遊化の時、清重君が葛西の居館に杖を留む、逗留の間に、清重君、發心して、上人の弟子となり、法名を西光とつけられ、滅後、居館を寺とす、當寺是れなり、云々、開基入滅の年、詳ならざれど、仙臺藩葛西家の過去帳に、承久三年辛巳、九月十四日、七十四歲、とあれば、暫くこれに從てあるべし、當寺に、親鸞上人眞筆の眞面彌陀如來の畫幅あり、逗留の間の作なりと云、又、西光御坊の自刻の聖德太子の木像ありて、その腹籠の彌陀の木像も、上人の直作と傳ふ、其外、西光御坊の坐像、幷に所持の長刀もあり、開基の墓は、本堂より西南なる畑中にあり、往時は、上に社ありて、清重稻荷と稱せしを、明治の後に至て、取拂はれしに、去年七月、再び舊趾に墓表を設けて、永くそのあるしをとゞむる事とはしたり、當寺、嘉祿元年の草創より、今年まで、六百七十六年、開基より現住まで、五十六世、法脈、連綿として絶えたる事なし、

現住、僧都、葛西覺正師は、俗姓、鬼頭小次郎敬德、尾州藩士なりしが、十九歲にて佛門に入り、今年七十二歲、安政二年、當寺に入られしより、今に四十六年間住職として、其間に、本堂再建等に力を盡されて、實に當寺中興の功あり、

葛西家の子孫は、仙臺藩に存せり、吾が大槻氏も、實に葛西氏の支流なり、因て清重君の墓地の湮滅せむことを憂へて、去年七月、墓表を設けたり、又その由緒にちなみて、現住の請はるに辭み難くて、乃ち、實錄に寺傳をもまじへて、略緣起を綴れる事、右の如し、その委しき事は、別に記して寺藏にあり、

明治三十三年十一月

舊仙臺藩士　大槻文彥謹記